

# 会津山地緑の回廊設定方針

平成18年度設定  
令和4年度一部改定

関東森林管理局

# 会津山地緑の回廊設定方針

国有林野における緑の回廊設定方針について（平成12年3月22日付け12林野経第10号林野庁長官通達。）の第3-1-(1)の定めによって、会津森林計画区の国有林野に新たに緑の回廊を設定するにあたり、その「設定方針」を次のとおり定める。

## 第1 緑の回廊の位置及び区域

### 1 設定の目的

国民共通の財産である国有林野は、奥地脊梁山地に広く分布しており、景観に優れ貴重な野生動植物が生息・生育するなど、健全な生態系を維持している森林が多い。こうした特性を有する国有林野においては、各種保護林を設定し、優れた自然環境の保護・保全を図るとともに「生物多様性国家戦略」等を踏まえた生物多様性の保全に資する取り組みとして、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保する「緑の回廊」を設定している。

関東森林管理局が管轄する会津森林計画区の国有林野は、既に設定した奥羽山脈及び越後山脈並びに三国山脈等の緑の回廊のネットワーク化を推進する拠点として重要な位置にある。

このため、本計画区内の南北に賦存する既設の保護林、緑の回廊及び新規設定する森林生態系保護地域とのトランジションゾーン（推移帯）としての役割を担う国有林を対象に、より広範囲で効果的な森林の連続性の確保と森林生態系の一層の保護・保全を図り、もって生物多様性の維持・向上に資することを目的とし、会津山地緑の回廊を設定する。

### 2 位置及び区域の概定に当たっての考え方

緑の回廊は、当該地域に賦存する森林が発揮すべき役割や、周辺の土地利用状況等を十分勘案しながら設定することを基本とするが、本森林計画区の国有林野においては、次の考え方で位置及び区域を概定するものとする。

- (1) 会津地域は、鳥海朝日・飯豊吾妻、日光・吾妻山地、越後、日光、三国線の複数の緑の回廊が集まる重要な地域となっており、これらの緑の回廊のネットワーク化を推進する拠点とするため、既設の緑の回廊の再編を含め新たに設定する。
- (2) 緑の回廊は、野生動植物の分布、既設保護林の配置状況等を勘案し位置及び区域を概定し、野生動物の移動等に適した地理的条件等を考慮しルートを検討するものであり、本地域では特に野生動植物のうち希少猛禽類に着目し、その生息域を重視し設定することとする。
- (3) 国有林野の森林配置が連続性を伴わない地域（丘陵地・里山等）についても、野生生物の生息、移動や休息・採餌等に適した環境を有するよう配慮し、将来、

民有地においても同様の措置が講じられた場合には、連続した回廊となることを想定し、先駆的に国有林野を緑の回廊の区域に編入することとする。

(4) 緑の回廊のルートの設定に当たり、既存の権利関係等については次による。

貸付契約地等、分収造林地、分収育林地に区分されている箇所については、既存の権利を優先させることとし、緑の回廊の区域から除外する。

ただし、契約期間が満了し、権利関係が解消された場合には緑の回廊の区域に編入するものとする（この場合、施業実施計画策定時に編入、整理する）。

なお、共用林野については、現行の権利関係を前提に、緑の回廊に編入する。

### 3 着目する野生生物種

着目する野生生物種については、別添「評価項目」のとおりとする。特に、緑の回廊設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、同評価項目のうち「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲げる事項等に留意するものとする。

### 4 幅と長さ

当該緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ（規模、形状等）を確実に確保するものとし、別添「評価項目」の「4 緑の回廊の連続性の維持に関すること」に留意するものとする。

### 5 緑の回廊を設定する区域等

緑の回廊を設定する区域、位置等については別図のとおりである。

会津森林計画区 森林生態系保護地域及び緑の回廊設定位置図（省略）

## 第2 緑の回廊の整備に関する事項

### 1 取扱い方針

緑の回廊として設定した森林については、野生動植物の生息、移動や休息・採餌等の緑の回廊としての機能の発揮を図るため、次の各号により整備するものとする。

(1) 現況が緑の回廊としての機能の発揮にふさわしい林分内容となっている場合には、適切にその保全に努める。

(2) 森林整備の必要がある場合においては、植生の状況に応じて、下層植生の発達や裸地化の抑制を図ることとし、緑の回廊の全体として樹種構成、林齢、樹冠層等の多様化を図るための森林整備を実施する。

(3) 森林整備に当たって伐採を行う場合には、森林生態系への影響に配慮し、次の各項に基づき実施するものとする。

## ア 人工林の取扱い

### (ア) 標高おおよそ 1,000 m以下の区域

- a 原則として複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとともに伐期の長期化を図り、野生動物の生息、移動や休息・採餌等に適した環境づくりに努める。
- b 伐採箇所の選定に当たっては、貴重な野生動物の営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きいと考えられる箇所は避ける。
- c 伐採の実施に当たっては、周辺の搬出支障木を含め、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期・方法に配慮する。
- d 森林性野生動物の保護を図るため、営巣、餌場、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残する。

### (イ) 標高おおよそ 1,000 m以上の区域

- a 原則として施業方法を育成複層林施業とし、間伐方式による抜き伐りにより天然林化を推進することとする。
- b 伐採等に当たっては、前項(ア)のb～dに準じて行うこととし、野生動物の生息、移動や休息・採餌等に適した環境づくりに努める。

## イ 天然林の取扱い

高齢級の天然林及び地域を代表する種をもって構成する天然林については、木材生産を目的とした伐採は行わない。

ただし、天然林内の被害木、枯損木、人工林内に点在する小径の天然木等については、必要最小限であり、かつ、希少野生生物の生息、繁殖等への悪影響がないよう配慮した上で、キノコ栽培用原木及び地域が培ってきた伝統工芸品に使用する資源として利用できるものとする。

なお、上記を大原則として、どうしても必要量が不足する場合は、個別箇所において広く意見を求め慎重に検討する。

## 2 更新・保育の取扱い

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び更新樹種を決定するとともに、採餌木の植栽についても検討する。
- (2) 除伐については、画一的に実施せず、植栽木の成長状況を十分調査した上で、必要に応じ侵入木や下層植生の保残育成に努める。
- (3) つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採餌場等においては野生動物の餌となるヤマブドウ、アケビ等のつる類の保残に努める。

- (4) 更新・保育に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響が及ばないよう時期に配慮する。

### 第3 緑の回廊の管理に関する事項

#### 1 管理に関する事項

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。
- (2) 緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等により、設定の変更等調整を行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。
- (3) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用する。
- (4) 有害鳥獣による被害については、関係機関と連携して適切に対処する。
- (5) 林地開発行為等への対応

設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについて、上記第1の3「着目する野生生物種」における内容を十分に考慮し、当該緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。

#### 2 施設の整備に関する事項

治山等土木施設、自然観察施設等の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮するとともに、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取する等、計画初期段階から十分に検討し、その規模は必要最小限とする。

### 第4 緑の回廊のモニタリングに関する事項

緑の回廊におけるモニタリング（継続的観測・記録）については、次の各号に基づき実施するものとする。

#### 1 実施体制等

- (1) モニタリングに当たっては、林学、生態学、遺伝学等について学術的知見を有する者の協力を得るとともに、日常的な情報提供が可能な地域住民や自然保護団体等の協力を得つつ、きめ細かく実施する。
- (2) モニタリングに当たっては、地域ごとにその対象とする野生動植物種や植生型等を選定して実施する。動植物種同士の種間関係や農林業等への影響（獣害等）の把握にも努めることとする。

## 2 情報提供等

モニタリングの結果得られた知見については、情報データベースとしての蓄積を図り、希少動植物の保護に配慮しつつ、森林管理局のホームページにその概要を掲載するなど広く情報の公開に努めることとする。

## 3 モニタリング結果の活用等

モニタリングの結果得られた知見は、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとし、モニタリングの結果、緑の回廊の区域を変更すべきと判断される場合には区域の見直しを行うこととする。

## 4 その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施するものとする。

# 第5 その他留意事項

## 1 普及啓発等

(1) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国有林における緑の回廊への取組についての国民の理解を深めるため、様々な機会をとらえ、広報を行うものとする。

また、国有林における緑の回廊の設定から得られた知見については、都道府県や市町村等に対して情報提供を行う。

(2) 緑の回廊の設定、管理等を適切に行うため、環境省等関係行政機関、地方公共団体等との連携に努める。

## 2 その他

モニタリング調査の結果や公益上の理由により区域の変更等が必要になった場合は保護林管理委員会の意見を聴取し適切に行う。特に、林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあっては、森林生態系の連続性を維持することについて十分に配慮するものとする。

以上、緑の回廊設定後の取扱いに関しては、上記に定めた方針に従い森林管理局長の判断により、責任をもって適切な管理・運用に当たるものとする。